

検討概要

消防庁 国民保護・防災部 防災課 防災情報室



市町村の災害情報伝達に係る災害対策基本法等における位置づけ

- 災害対策基本法第56条において、市町村長は、災害に関する予報又は警報等を住民等に伝達しなければならないこととされている。また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第47条においても、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、住民等に伝達するよう努めることとされている。
- また、防災基本計画においては、市町村は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備等に努めることとされている。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号） （抄）

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

（第2項 省略）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） （抄）

（市町村長による警報の伝達等）

第47条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。

（第3項 省略）

防災基本計画（令和4年6月17日中央防災会議決定）

第2編 各災害に共通する対策編、第1章 災害予防、第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

（7） 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村（都道府県）は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

第3編 地震災害対策編、第2章 災害応急対策、第1節 災害発生直前の対策

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

※その他、第4編（津波災害対策編）、第5編（風水害対策編）、第6編（火山災害対策編）、（第7編（雪害対策編）においても、市町村の住民等への防災情報の伝達に係る規定がある。

 **各市町村は、災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、防災行政無線等の整備が求められている**



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定） 各対策毎の概要より抜粋

41

住民等への情報伝達手段の多重化・多様化対策

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

概要: 防災行政無線等の整備や戸別受信機の導入促進、放送波を用いた情報伝達手段等の新技術の検討等により、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。

府省庁名: 総務省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

災害情報手段のアドバイザー派遣や技術的ガイドラインの作成、各種会議での周知等により、市町村における災害情報伝達手段の整備を促進する。

防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備率(対象1,741団体)

現状: 86.6%(平成31年3月)

中長期の目標: 100%

本対策による達成年次の前倒し

令和25年度以降 → 令和7年度

目標

◆5年後(令和7年度)の状況

防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備率

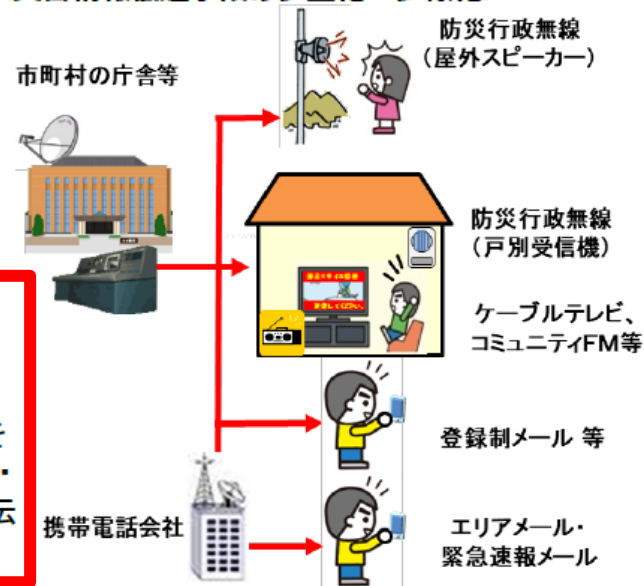
達成目標: 100%

防災行政無線等の災害情報伝達手段の未整備団体全てにアドバイザーを派遣し、各市町村において地域の実情に応じた災害情報伝達手段の検討・整備及び戸別受信機等の配備が進められ、防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備率が100%を達成。

◆実施主体

地方公共団体(市区町村)

＜災害情報伝達手段の多重化・多様化＞



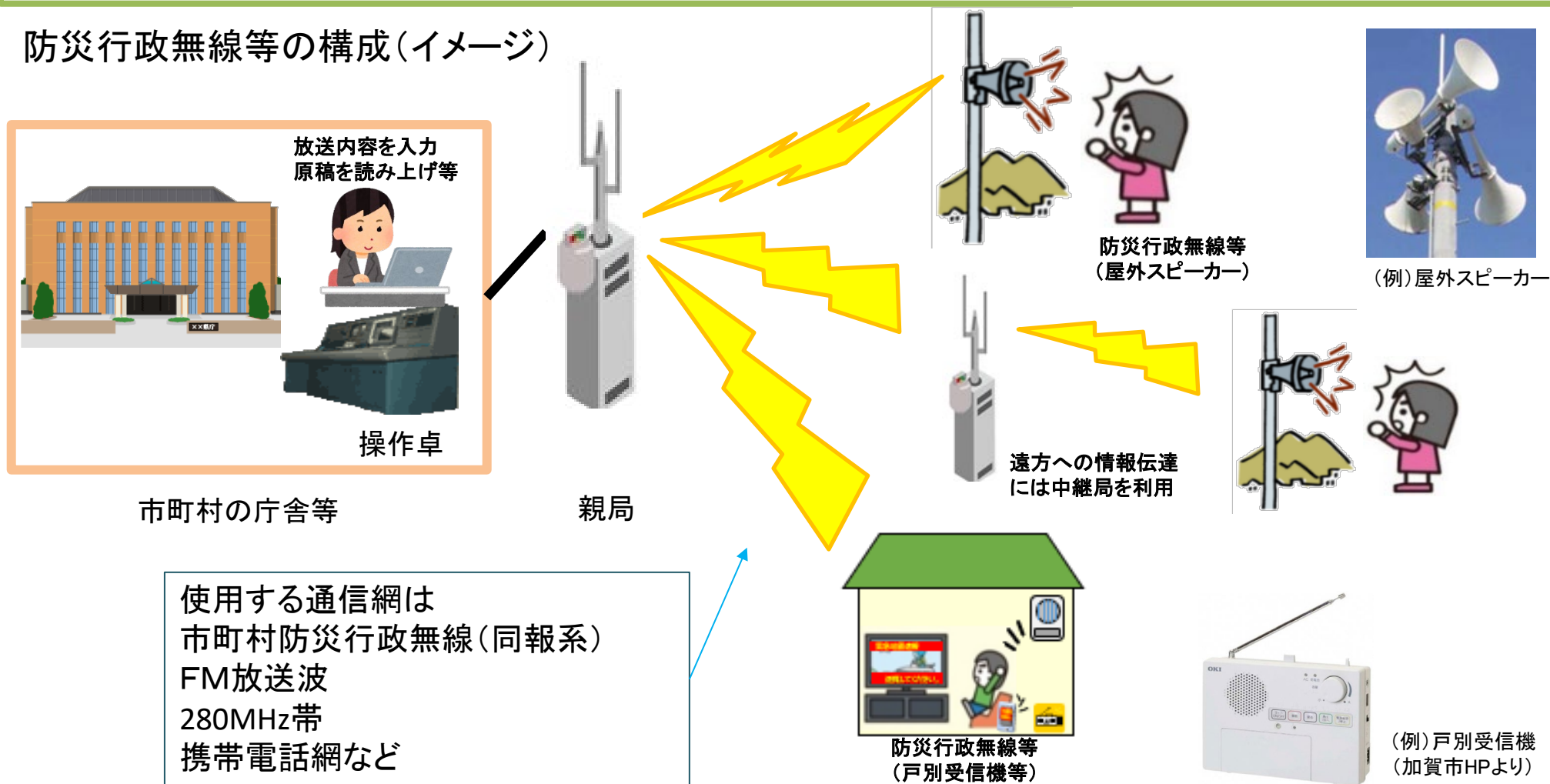
政府の方針として、令和7年度末までに防災行政無線等が全ての市町村で整備されることを目標としている



防災行政無線等とは

消防庁においては、市町村防災行政無線（同報系）及び同等の機能を有する通信（FM放送波等）により屋外スピーカーや戸別受信機を鳴動させる、計9つの手段を主たる災害情報伝達手段（防災行政無線等）と位置付け、整備を推進している。

防災行政無線等の構成（イメージ）



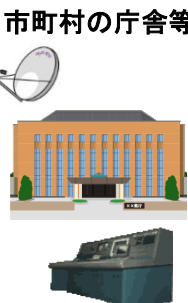


防災行政無線等の整備促進

主たる災害情報伝達手段に必要な要件

防災行政無線等は、迅速かつ確実に災害情報の伝達を行うために、必要な以下の要件を満たすことから、消防庁ではその整備を推進している。

1. PUSH型であること。
2. 一斉に同報するものであること。
3. 情報機器等を持たない住民へ伝達できるものであること。
4. 市町村が伝えるべき防災情報を制約なく伝達できること。（住民に必要な各種情報を伝えられるものであること。）
5. 発災前後を通じて、継続して使用できる耐災害性を有していること。

 市町村の庁舎等 防災行政無線等 (屋外スピーカー) 防災行政無線等 (戸別受信機等)	情報伝達手段の例	自 営 網	商 用 網	整備済 自治体数	備 考 ※自治体数については、令和6年3月31日時点
	① 市町村防災行政無線(同報系)	○	—	1,327 (76.2%)	・ 市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網により、地域住民に一斉伝達可能。
	② MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム	—	○	95 (5.5%)	・ タクシー会社や運送会社等の民間企業等が利用する無線網を活用。 ・ 2029年(令和11年)5月31日をもってデジタルMCAシステムの通信サービスが終了することから、導入市町村においては他の手段の活用に係る検討に着手が必要である。
	③ 市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	○	—	45 (2.6%)	・ 市町村が設置した基地局と車両等に設置した移動局等を同報利用するもの。
	④ FM放送を活用した同報系システム	—	○	153 (8.8%)	・ 既存のFMラジオ局を活用。 ・ 屋内受信機は平常時にラジオとして活用可能。
	⑤ 280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	—	○	71 (4.1%)	・ 無線呼出し(ポケットベル)の技術を利用した情報伝達手段。
	⑥ 地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム	—	○	1 (0.05%)	・ 既存のテレビ放送網を活用。 ・ 屋内受信機の設置にあたっては、テレビ端子に接続するためアンテナ工事が不要
	⑦ 携帯電話網を活用した情報伝達システム	—	○	73 (4.2%)	・ 携帯電話網を活用。 ・ 屋外スピーカー、屋内受信機への情報伝達に加え、住民所有のスマートフォンにアプリとの連携も可能。
	⑧ ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム	—	○	33 (1.9%)	・ 既存のケーブルテレビネットワークを活用。 ・ テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達可能。
	⑨ IP告知システム	—	○	203 (11.7%)	・ 光ケーブル等を使用したIPネットワークを活用。



防災行政無線等の課題とドローンの活用可能性

従来の防災行政無線等の屋外スピーカーや戸別受信機では対応が困難な課題を、ドローンの活用により解決できる可能性がある。

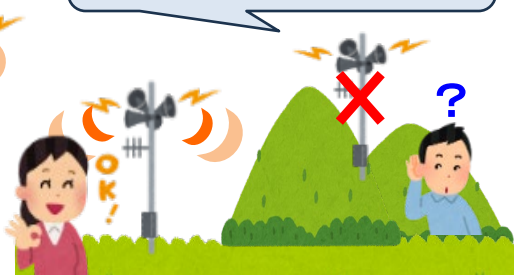
現在の防災行政無線等

広範囲に災害情報伝達を行うには多数の設備が必要



沿岸部

山間部等では屋外スピーカーの設置のハードルが高い



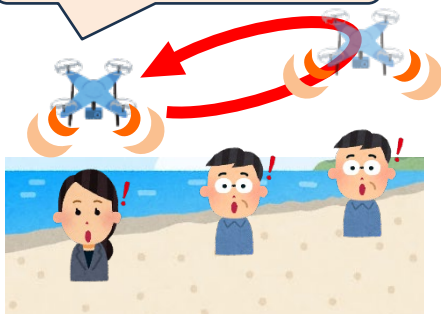
山間部

防災行政無線等が抱える課題

- ① 広範囲に災害情報伝達を行うには多数の設備が必要
 - 広い沿岸など、迅速な災害情報伝達が必要な地域では導入・維持管理コストが自治体財政の負担
- ② 一部の地域では設備設置のハードルが高い
 - 山間部等では、住民が点在しており、屋外スピーカーの導入・維持管理コストが大きいほか、土砂災害等により屋外スピーカーが被災するリスクがある

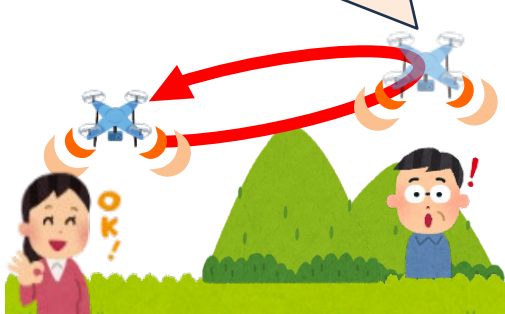
ドローンを活用した災害情報伝達

ドローン1機で屋外スピーカー数基分の伝達範囲をカバー



沿岸部

山間部等の住民にも情報伝達が可能



山間部

ドローンの活用による課題解決の可能性

- ①“ 1機で屋外スピーカー数基分の伝達範囲をカバー
- ②“ 山間部等の住民にも情報伝達が可能



ドローンの特徴と検討事項

ドローンを用いた情報伝達について、風雨に弱い等の課題はあるものの、被災リスクが少なく、音声の伝達範囲が広いというメリットがある

①ドローンの特徴

●既存の情報伝達手段（屋外スピーカー等）と比較した時のドローンのメリットと課題

メリット	・土砂、津波等に流されず、被災リスクが少ない ・音声放送に加え、カメラにより現地の情報を把握できる ・伝達範囲が広い ・設置場所に自由度がある（例：塩害等を考慮した場所）
課題	・風雨に弱い ・飛行時の不具合発生を考慮する必要がある ・移動により、音声聞きづらい可能性がある

②検討事項

- 自治体において災害時の情報伝達手段としてドローンを使用する際の留意事項
→法令関係、ドローンの性能、運用マニュアル 等
- ドローンを主たる災害情報伝達手段（防災行政無線等）の一つとして位置づけるために必要な条件
→次ページで説明



検討結果を踏まえ、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き※」を更新

※ 消防庁防災情報室が、各災害情報伝達手段の特徴を整理し、各市町村の地理的特徴を考慮したシステム整備の考え方をまとめた手引書

主たる災害情報伝達手段の要件

災害時の情報伝達の手段として、ドローンを整備する場合の要件を整理・検討する。
主たる災害情報伝達手段として認められるためには、下記の5つの要件を満たす必要がある。

●ドローンが主たる情報伝達手段の5要件に適合するかの検討

	主たる情報伝達手段の5要件	ドローンの特徴	検討すべき事項
①	PUSH型であること。	○：住民側のアクションは不要	－
②	一斉に同報するものであること。	○：スピーカー搭載可能	－
③	情報機器等を持たない住民へ伝達できるものであること。	○：スマホ等の情報機器は不要	－
④	市町村が伝えるべき防災情報を制約なく伝達できること。	△：自動飛行・手動操作など複数の運用モデルが想定される	Jアラート情報や自治体が伝達したい内容を自由に放送できるかどうか
⑤	発災前後を通じて、継続して使用できる耐災害性を有していること。	△：ドローン本体・離着陸場所・周辺機器・通信設備等で構成される	各機器に求められる耐災害性の基準は何か。

➡ ④と⑤を満たし、主たる災害情報伝達手段として認められるドローンの条件について検討する。

条件の例（案）

ドローンの性能

・飛行可能時間 ・耐風性
・耐水性 ・スピーカーの性能 等

運用体制

・自動飛行ルートの検討 ・放送内容
・メンテナンス、運用マニュアル ・事前の許可 等



スケジュール

							令和8年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討会			▲ 第1回 ・実証案 検討方針	▲ 第2回 ・実証内容の検討			▲ 第3回 ・実証結果等振返り 報告書骨子案の議論	▲ 第4回 ・報告書とりまとめ	
実証実験			内容の修正 →	実施 →			結果 とりまとめ ◆		

- ・ 第1回 令和7年9月上旬：法令整理、検討方針、実証実験内容案の検討等
- ・ 第2回 令和7年9月下旬：具体的な実証実験内容の検討等
- ・ 第3回 令和8年1月中旬：実証実験等結果の振返り、報告書骨子案の確認等
- ・ 第4回 令和8年2月中旬：報告書とりまとめ